

令和 5 年 6 月 20 日

社会福祉法人愛世会行動計画(第 7 回)

職員が仕事と子育てを両立でき、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの期間

2 内容

目標 1

計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準とする。

男性職員……1人以上取得する

女性職員……取得率を 80%以上にする。

〈 対策 〉

令和 5 年 9 月～主任職へ育児休業制度の運用について、研修の実施

令和 5 年 9 月～職員へ育児休業制度の周知徹底

令和 5 年 9 月～妊娠中及び出産後の職員の健康管理や相談窓口の周知

育児休業中の職員の代替要員の確保

目標 2

母性保護についてのパンフレットを配布・周知する。

〈 対策 〉

令和 5 年 9 月～パンフレットの配布及び各種会議での周知

目標 3

有給休暇を年間 5 日以上、計画的に取得し、職員の年間就労日数を 250 日以下にする

〈 対策 〉

令和 5 年 9 月～主任者会議を通じて、職員へ周知

令和 5 年 9 月～毎月、職員の取得状況を把握し取得率の向上を目指す